

一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会のみなさまへ

## 全溶連・福祉共済制度のご案内

## 団体定期保険

&lt;事業所加入型&gt;

団体保険としての割引が  
適用された加入しやすい掛  
金で万が一に備える保障！

## 医療補償

&lt;団体総合生活補償保険&gt;

病気やケガに  
備えた充実補償！

## 傷害補償

&lt;団体総合生活補償保険&gt;

経営者・従業員のみなさまの  
業務中のケガを補償！

## 効力発生日(保険始期日)と申込締切日

効力発生日(保険始期日)	平成28年 1月1日(金)
申込締切日	平成27年11月4日(水)

- 当保険制度は追加募集をしておりますので、上記効力発生日(保険始期日)以外でも加入可能です。
- 追加募集時に加入される場合は、毎月10日までに一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会へ「申込書兼告知書」(生命保険)または「加入申込票」(損害保険)をご提出ください。  
なお、引受保険会社(\*)が「申込書兼告知書」「加入申込票」を受理した場合、効力発生日(保険始期日)は、その翌月1日となります。  
(\*)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。

## &lt;生命保険&gt;

別冊の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項と特にご注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。なお、当パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。)は、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

## &lt;損害保険&gt;

このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

- 団体定期保険のお手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までご照会ください。

一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会

〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町12 大竹ビル2F

TEL: 03 (5296) 0430 FAX: 03 (5296) 0435

# 特 徴

## 1. 弔慰金・死亡退職金制度に適した制度

遺族保障を目的とした掛捨ての保険で、会員事業所の弔慰金・死亡退職金制度にふさわしい制度です。また、この福祉共済制度は、全済連と引受保険会社との包括契約により、当制度の規模による割引が適用された掛金で適正に運営されております。

そして、制度運営費の一部は組合に還元され、組合財源に大きく寄与しておりますので、ぜひ積極的なご活用をお願いいたします。

## 2. 配当金のお受取り

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保 険 期 間	平成26年度	平成25年度	平成24年度
	平成26年1月1日～ 平成26年12月31日	平成25年1月1日～ 平成25年12月31日	平成24年1月1日～ 平成24年12月31日
配当実績	約 <b>61.2%</b>	約 <b>29.2%</b>	約 <b>10.8%</b>

(注) 上記は年間払込保険料に対する配当金の割合です。なお、記載の数値は、過去の配当実績に基づくものであり、将来のお受取りをお約束するものではありません。

## 3. 掛金から制度運営費を差引いた金額は原則として全額損金または必要経費に算入

平成27年8月現在の税制に基づくものであり、今後、税務の取扱いが変わる場合があります。

## 4. 簡単なお申込み手続き

医師の診査ではなく、健康状態等の告知によるお申込み手続きです。

## 5. 24時間保障

業務上、業務外を問わず保障します。

「葬儀費用」だけでもこんなにかかります。

葬儀一式費用	122.2万円
寺院の費用	44.6万円
通夜からの飲食接待費用	33.9万円
<b>葬儀費用の合計</b>	<b>188.9万円</b>

(注) 各項目の金額は各項目の平均額であり、これらの合計と葬儀費用の合計は一致しません。

一般財団法人日本消費者協会

「第10回葬儀についてのアンケート調査報告書」(平成26年1月)

## ■保障額と掛金

保障額と掛金は下記のとおりです。各事業所の保険金決定基準に従ってお申込みください。

加入口数	本人・(配偶者)*		加入口数	本人のみ	
	死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金		死亡保険金額 (高度障がい保険金額)	月払掛金
1口	100万円	620円	6口	600万円	3,720円
2口	200万円	1,240円	7口	700万円	4,340円
3口	300万円	1,860円	8口	800万円	4,960円
4口	400万円	2,480円	9口	900万円	5,580円
5口	500万円	3,100円	10口	1,000万円	6,200円

※新規での配偶者の方のご加入はできません。

すでに加入されている配偶者の方の増額・減額につきましては、団体お問合せ先までご照会ください。

・上記掛金には、以下の金額が「制度運営費」として含まれております。

制度運営費(概算)：死亡保険金額(高度障がい保険金額)100万円あたり150円

・上記掛金と正規保険料との差額が制度運営費となります。

・正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は平成28年1月1日)から適用しますので、制度運営費は変更となる可能性があります。

保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。

## ■加入資格

1.以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》全済連の会員(賛助会員を除きます。)および会員事業所の役員・従業員・事務局の職員の方で新規加入・増額は、年齢14歳6カ月超65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

《配偶者》すでに加入されている全済連の会員(賛助会員を除きます。)および会員事業所の役員・従業員の配偶者の方で増額は、年齢満16歳以上65歳6カ月以下の方。継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

※新規での配偶者の方のご加入はできません。

すでに加入されている配偶者の方の増額・減額につきましては、団体お問合せ先までご照会ください。

(ご注意)

- ① 年齢65歳6カ月超70歳6カ月以下の継続加入者は増額できません。
- ② 一旦加入すれば、その後病気になられても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ③ 配偶者のみで継続加入することはできません。
- ④ すでに加入されている配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ⑤ 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
- ⑥ 会員が全済連の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。  
(この場合、加入されているその会員事業所の役員・従業員・事務局の職員も年齢によらず脱退となります。)  
また、ご加入者が上記加入資格を失われた場合にも、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。

2.本制度への加入(\*)手続きに際しては、加入(\*)者の同意印が必要です。「申込書兼告知書」に、加入(\*)者の同意印を押印ください。

加入(\*)の同意印のない方は加入(\*)できません。

(\*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入を増額と読替えます。

## ■保険期間

保険期間は効力発生日～平成28年12月31日までです。以降は毎年1月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

## ■この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①、または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
  - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
  - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する掛金が払込まれた期間の末日です。  
(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分掛金をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

## ■掛金

- 掛金は毎月27日(当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に所定の口座から振替えます。  
(収納代行:ニッセイ・カードサービス(株))
- 掛金の口座振替ができない場合は翌月27日に2カ月分振替えます。  
なお、2カ月連続で掛金の口座振替ができない場合には、当団体定期保険から自動的に脱退となりますのでご注意ください。

## ■配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。  
配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込掛金から配当金を控除した金額)が軽減されます。  
脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

## ■受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹・事業主から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。
- 死亡保険金受取人を事業主とした場合は保険金請求時に被保険者の遺族の了解が必要です。

## ■税務上のお取扱い

【掛金】

<法人事業所の場合>

- 役員・従業員・事務局の職員のために法人が負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、原則として全額損金に算入でき、その金額は役員・従業員・事務局の職員の所得税の課税対象ではありません。  
なお、制度運営費の税務取扱いについては、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

<個人事業所の場合>

- 従業員のために個人事業主が負担した掛金は制度運営費を差引いた金額が、原則として全額必要経費に算入でき、その金額は従業員の所得税の課税対象ではありません。
- 自身のために個人事業主が負担した主契約の実質掛金(掛金から年間の制度運営費および配当金を控除した金額)は、一般の生命保険料控除の対象となります。(ただし、配偶者または一定の範囲の親族が保険金受取人の場合に限りです。)  
なお、制度運営費の税務取扱いについては、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。  
※生命保険料控除に関する税制改正を受け、平成24年1月1日以降に締結・更新する契約から新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除に関する税制改正の詳細は、以下のニッセイのホームページをご確認ください。  
(<http://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokojo/>)  
※一般の生命保険料控除の対象となる実質掛金については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。  
※当団体定期保険以外に一般の生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当団体定期保険のみの掛金に基づき計算されるわけではありません。

税務の取扱い等については、平成27年8月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

## ■保険金の支払事由

### 【死亡保険金】

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

### 【高度障がい保険金】

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(\*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(\*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(\*1)その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(\*2)対象となる「高度障がい状態」とは

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 4.胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
- 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障がい状態に関する補足説明～

#### 1.常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2.眼の障がい(視力障がい)

(1)視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

(2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

(3)視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。

#### 3.言語またはそしゃくの障がい

(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障がいで、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合

(2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4.上・下肢の障がい

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## ■保険金をお支払いしない場合等(詳細)

ご加入(\*1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(\*1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。

ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。

また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(\*1)のお申込みの際に特にご注意ください。

○引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。

・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(\*1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。

・保険契約者の故意。

・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(\*2)

○引受保険会社は、高度障がい保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障がい保険金をお支払いしません。

・被保険者の故意。

・保険契約者の故意。

・高度障がい保険金の受取人の故意。ただし、その高度障がい保険金受取人が高度障がい保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障がい保険金受取人にお支払いします。

・戦争その他の変乱。(\*2)

(\*1)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

(\*2)ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認められた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障がい保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障がい保険金を削減してお支払いします。

○高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(\*1)時以後に生じた場合に限りです。

(原因となる傷病がご加入(\*1)時に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(\*1)時に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。この場合、保険金をお支払いしません。(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうち一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)

① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)、または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含む、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)、を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)、をしたとき。

② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。))があったとき。

③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。

(ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。))に該当すると認められること

(イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

○保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

○保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

## ■制度運営および引受保険会社

当制度は一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。この団体定期保険契約は下記の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各加入者の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(平成27年8月7日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】 日本生命保険相互会社(68%) 【事務幹事会社】  
富国生命保険相互会社(32%)

## ■制度内容の変更

一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

## ■生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社各社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社各社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社各社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。  
(お問合せ先)生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)  
午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

## ■個人情報の取扱いに関する一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会(以下、全溶連といひます。)を保険契約者とし、全溶連所属(加盟)の事業所(以下、事業所といひます。)の所属員を加入対象とする企業保険です。

そのため、この保険契約の運営にあたっては、全溶連および事業所は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、全溶連がこの保険契約を締結した引受保険会社(共同引受会社を含みます。以下同じ。)へ提出します。

全溶連および事業所は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。

引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連する業務のため利用し、また、全溶連、事業所および他の共同引受会社等へその目的の範囲内で提供します。

また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き全溶連、事業所および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。

なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人(以下、受取人といひます。)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

## ■ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の団体窓口までお問合せください。  
(なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。)

<団体お問合せ先> 一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会 TEL:03-5296-0430

<日本生命お問合せ先> 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL:0120-563-925

\*お問合せの際には、記号証券番号(932-5780)をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・12/31～1/3はお取り扱いしておりません。)]

- 団体定期保険に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
  - 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。  
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

<「障がい」の表記>

当パンフレット(団体定期保険部分)では、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語を含め、「障害」を「障がい」と表記しています。

# 団体定期保険「申込書兼告知書」記入要領

## 【お申込み手続き】

- 新規に加入される方は、「申込書兼告知書」を一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会へご提出ください。
- すでに加入されている方で、死亡保険金受取人を変更される場合は、「死亡保険金受取人指定書」をご提出ください。（「申込書兼告知書」での受取人変更のお取扱いはできません。）  
この場合、死亡保険金受取人変更の効力発生日は、保険契約者（団体）が引受保険会社に「死亡保険金受取人指定書」を発送した日です。
- 加入内容の変更がある方は、「申込書兼告知書」をご提出ください。
- 必要事項が記入・押印されているか、ご提出前にご確認ください。内容を訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印（同意印と同一の個人印）を押印のうえ、正当内容をご記入ください。ただし、脱退の場合は申込区分5に○印のみ記入ください。（二重線での抹消を行わないでください。）

※事業所として新規に加入される場合は、「預金口座振替依頼書」もあわせて一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会へご提出ください。

＜ご本人様用＞ ※内容に変更のない場合は、従来の加入内容で継続されますので「申込書兼告知書」のご提出は不要です。

「加入事業所控」として保管ください。

希望者グループ保険（団体定期保険）申込書兼告知書

②ご契約者用

①ニッセイ用

イッパンシャゲンハウジンゼンコク  
コウアツガスユウザイクミアレンゴウカイ

東京都区区芝大門〇-〇-〇

ヤマダ溶材株式会社  
代表取締役 山田太郎

記入不要

いずれかに○印をご記入ください。

必ずご記入のうえ、社印を押印ください。  
※「ニッセイ用」と印字されているページには必ず社印を押印ください。

パンフレット1ページの保険金額から各事業所の保険金決定基準に従って金額をご記入ください。

左上の告知事項に対して「有」または「無」に○印をご記入ください。記入もれのないようご注意ください。  
※「有」の場合は、項目番号に○印のうえ、別途「被保険者の告知書」をご提出ください。

被保険者番号	被保険者氏名(カタカナ)	加入年月日	死亡保険金受取人氏名(カタカナ)	申込区分	申込保険金額
0000000000	ヤマダ タロウ	13410429	ジギョウヌシ 71	〇	800

ご記入は不要です。

氏名はカタカナでご記入ください。

ご本人の印を必ず押印ください。

死亡保険金受取人をカタカナでご記入ください。  
続柄コード人数もご記入ください。

「申込書兼告知書」を記入された日を必ずご記入ください。

※当「申込書兼告知書」が2枚綴りの場合は1枚目の「①ニッセイ用」のみご提出ください。2枚目の「②ご契約者用」は「加入事業所控」として保管ください。また、「②ご契約者用」がない「申込書兼告知書」はコピーを「加入事業所控」として保管ください。

※当「申込書兼告知書」は記入要領用のものであり、配付されたものと内容が異なる場合があります。

## 特長

『団体総合生活補償保険』は経営者・従業員のみなさまの業務中のケガを補償します！  
24時間補償プランもあります。

特長  
1

### 業務中のあらゆるケガが対象！

国内外を問わず、また通勤途上も含まれます。

特長  
2

### 団体割引 15% 適用！

全溶連の団体契約ですので、割安な保険料でご加入いただけます。

特長  
3

### スピーディーに保険金をお支払い！

政府の労働者災害補償保険の支払いを待たずに保険金をお支払いします。

特長  
4

### 福利厚生制度の充実度UP！

貴社が従業員のために負担される保険料は「福利厚生費」として全額損金算入できます。

特長  
5

### ニーズに合わせたタイプをご用意！

4つのタイプからお選びいただけます。

#### 傷害補償

国内・国外を問わず、仕事におけるさまざまな事故によるケガを補償します。  
また、ケガで死亡された場合は傷害死亡保険金をお支払いします。

#### <事故の例>



業務中の交通事故により  
ケガをした



業務中に工場火災によりケガ  
をした



通勤中に列車の事故により  
ケガをした

#### <預金口座振替依頼書> の提出について

- (1) 傷害補償(団体総合生活補償保険)加入用として別途、<預金口座振替依頼書>のご提出をお願いいたします。  
ご記入にあたっては、<預金口座振替依頼書>の表紙裏面にある「記入例」をご参照ください。  
※現在団体傷害保険にご加入中の事業所(企業)で、同一口座からの振替を希望される場合はご提出不要です。
- (2) <預金口座振替依頼書>は、「加入申込票」と合わせてご提出ください。

- 掛金は下記のとおりです。加入タイプと加入口数を選んでお申し込みください。（保険期間：1年、職種級別：A）  
 （傷害入院保険金支払対象期間（支払限度日数）180日・免責期間0日、傷害通院保険金支払対象期間180日・傷害通院保険金支払限度日数90日、免責期間0日）

補償内容		業務上のケガを補償			24時間補償	
加入セット名		AAタイプ	BAタイプ	CAタイプ	DAタイプ	
補償金額	傷害死亡・後遺障害保険金額	100万円	—	—	100万円	
	傷害入院保険金日額	1,500円	1,000円	1,000円	1,500円	
	傷害手術保険金	入院中に受けた手術：傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外に受けた手術：傷害入院保険金日額の5倍				
	傷害通院保険日額	—	—	500円	500円	
1名・1口あたりの掛金	月額	職種級別A	90円	30円	80円	330円

### 【職種級別の確認について】

掛金は被保険者（補償の対象となる方）の職種級別によって異なります。以下の職種級別をご確認いただき、職種級別Bに該当する場合は必ず「加入申込票」にてお申し出（記入）ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。  
 ※告知していただいたご職業・職務が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

職種級別A：事務従事者、販売従事者など職種級別B以外のご職業

職種級別B：農林業作業、漁業作業、採鉱・採石作業、自動車運転者（助手を含む）、木・竹・草・つる製品製造作業、建設作業

## お支払いする保険金

### 業務中におけるさまざまな事故によるケガを補償！

- 24時間補償プランもあります！日常生活中におけるさまざまな事故によるケガを補償いたします！

#### 傷害死亡保険金

業務中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。



#### 傷害後遺障害保険金

業務中の事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合にお支払いします。



#### 傷害入院保険金

業務中の事故によるケガの治療のため、入院した場合に、傷害入院保険金の支払対象期間\*内の入院に対してお支払いします。



#### 傷害手術保険金

業務中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間\*内に手術を受けた場合にお支払いします。



#### 傷害通院保険金

業務中の事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の支払対象期間\*内に、通院（往診を含みます）した場合にお支払いします。

（注）治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含みません。

※ 支払対象期間は180日です。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合」をご確認ください。

- （注1）上記掛金には、一律10円の制度運営費が含まれています。  
 （注2）AA～CAタイプでは「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約をセットしています。  
 （注3）住居と職場を同じくする方または業務中か否かの区別が明らかでない職業の方は、DAタイプ（24時間補償）にご加入ください。  
 （AA～CAタイプにはご加入できません）  
 （注4）上記掛金の保険料部分に団体割引15%を適用しています。  
 （注5）ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日現在の保険料率によって計算されます。  
 （ご注意）保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。  
 （注6）加入申込票記載事項（職種・年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等）等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。



## ご加入にあたっての注意事項 <事業所加入型>

### ■加入資格（補償の対象となる方）

全溶連の会員および会員事業所の役員・従業員（団体定期保険に加入していることが前提です。）

### ■タイプ・口数の設定方法

事業所（企業）単位でAA～CAタイプ、またはDAタイプを選択してください（1つの事業所で被保険者毎に複数のタイプを選択することはできません）。口数は、団体定期保険の加入口数を限度として設定ください（最高10口まで）。1つの事業所で役職・階層などによって口数を設定することが出来ます。

## 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合（傷害補償（標準型）特約セット団体総合生活補償保険）

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

1. 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。

※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。

2. 被保険者は加入申込票に記載された方となります。

（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

【注】「就業中のみの傷害危険補償（事業主・役員・従業員）特約」がセットされた場合（AA～CAタイプ）、職業または職務従事中（通勤途上を含みます）に被ったケガに限り、保険金をお支払いします。

※「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	<b>傷害死亡・後遺障害保険金額の全額</b> ※保険期間中に、既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合、傷害死亡・後遺障害保険金額からその額を差し引いてお支払いします。	(1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ④ 被保険者の脳疾患、病気または心神喪失 ⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産 ⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑦ 被保険者に対する刑の執行 ⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動 ※1 ⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染 (2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。 ① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2 ② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒 など ※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
傷害後遺障害保険金	事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に約款所定の後遺障害が発生した場合	$\text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{約款所定の保険金支払割合 (4\% \sim 100\%)}$ ※保険期間を通じ、合算して傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合  ※事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院日数}$ ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院を対象とし、1事故につき、180日が限度となります。 ※入院日数には、傷害入院保険金の免責期間の満了日以前の入院日数を含みません。	
傷害手術保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合 ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリードマン ・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術 ・歯科診療固有の診療行為 ② 先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。	① 入院中に受けた手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 10$ ② 上記①以外の手術 $\text{傷害入院保険金日額} \times 5$ ※傷害入院保険金の免責期間の満了日の翌以降の手術が対象となります。 ※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。 ※1事故につき、1回の手術に限り、なお、上記①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。	(3) 次のいずれかによって発生したケガについては、保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車を乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間」を除きます）イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車を乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間」を除きます）ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車を乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車を乗用具（※1）を用いている間 ② 被保険者が山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等）をいいます。職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 など （※1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。 （※2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。
傷害通院保険金	事故によるケガの治療のため、事故の発生の日からその日を含めて保険証券に記載された傷害通院保険金の免責期間が満了した日の翌日以降に、通院（往診を含みます）した場合  ※治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは、通院に含まれません。	$\text{傷害通院保険金日額} \times \text{通院日数}$ ※事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院を対象とし、1事故につき、90日が限度となります。 ※通院日数には、傷害通院保険金の免責期間の満了日以前の通院日数を含みません。 ※通院しない場合においても、約款所定の部位を固定するために、医師の指示によりギブス等を常時装着した期間は、通院日数に含めてお支払いします。	

傷害補償

# 傷害補償（加入申込票）記入要領

傷害補償

団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約セット)加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書(お客さま控) ← あいおいニッセイ同和損保

団体総合生活補償保険(傷害補償(標準型)特約セット)更改加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書

「加入事業所控」として保管ください

お申込日をご記入ください

ご契約者(団体名) 一般社団法人 全国高圧ガス溶材組合連合会

加入日 平成 27 年 11 月 1 日

住所記入不要

被保険者欄

姓(カナ)	タナカ	名(カナ)	タロウ
姓(漢字)	田中	名(漢字)	太郎
生年月日	38 年 8 月 1 日	性別	男

加入セット選択欄

基本セット	1	2	3	4	5
330	AA				

健康状態告知書質問事項回答欄

お申込みの加入セット名・口数をご記入ください

【訂正について】  
記入内容に間違いがあった場合は二重線で抹消し、訂正のうえ、被保険者ご自身で署名ください

平成25年10月1日以降始期契約に使用

●「加入申込票」は、1枚～3枚目をご提出ください。4枚目の「お客様控」は加入事業所様の控として保管ください。

## お申込み方法

### ■ 申込方法

「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印のうえ、組合または全溶連までご提出ください。

#### ● 更新の手続きについて

- ・「加入申込票」「預金口座振替依頼書」ともに、前年内容に変更がない場合のみ提出不要です。(自動更新)
- ・「加入申込票」記載内容に変更・訂正箇所があります場合は必ずご提出が必要となります。詳細は別紙をご参照ください。  
※「加入申込票」記載内容は印刷日時点の内容ですので、現在の内容と異なっている場合があります。

#### ● 新規加入の場合

加入申込票に必要事項を記入し、押印のうえ、ご提出ください。

### <預金口座振替依頼書>の提出について

損害保険加入用として別途、<預金口座振替依頼書>(収納代行：三菱UFJニコス(株)・損害保険用)のご提出をお願いいたします。ご記入にあたっては、<預金口座振替依頼書>の表紙裏面にある「記入例」をご参照ください。

※新規加入の事業所(企業)が対象です。継続加入の事業所(企業)で、現在既に口座振替が行われている場合は、提出不要です。

### ■ 保険期間(ご契約期間)

平成28年1月1日午後4時～平成29年1月1日午後4時までの1年間

※中途加入の場合、毎月10日までに加入申込票を提出したものは翌月の1日～平成29年1月1日となります。

### ■ 掛金の払込方法

毎月27日(休日の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座から引き落としとなります。<収納代行：三菱UFJニコス(株)>

- ① 第1回目の掛金の口座振替が不能だった場合、本保険のお申し込みは無効となりますのでご注意ください。
- ② 第2回目以降の掛金の口座振替が不能だった場合は翌月に再請求となり、その翌月分掛金と共に口座振替が行われます。
- ③ 上記②の集金が出来なかったときは、最初に振替不能となった口座振替日の属する月の1日にさかのぼって本保険は脱退となります。

# 特長

- 病気・ケガとも『日帰り入院』から補償します。
- 所定の手術を受けた場合、入院中かそれ以外かにより入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします。また、放射線治療(病気のみ)を受けた場合は、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。
- 団体割引15%が適用されており、個人で加入されるよりも割安です。
- 医師による診査はなく、簡単な告知によりご加入いただけます。

## 補償内容および保険料

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合」をご確認ください。

### 入院補償(基本補償)

病気・ケガの治療のため入院をした場合、入院を開始したその日から(日帰り入院も対象となります)お支払いします。(支払限度日数180日)  
※「日帰り入院」とは治療のために入院し、入院日と同じ日に退院した場合で、入院基本料の支払の有無などで判断します。



病気による入院



仕事中のケガ



旅行中のケガ

### 手術(病気・ケガ)・放射線治療(病気のみ)補償(基本補償)

病気やケガで所定の手術を受けた場合、入院中かそれ以外かにより入院保険金日額の10倍または5倍をお支払いします。また、放射線治療(病気のみ)を受けた場合は、疾病入院保険金日額の10倍をお支払いします。



- 日帰り手術も対象となります。
- 支払回数制限はありませんので、何度でもお支払いします。
- ※手術・放射線治療を複数回受けた場合等については、お支払いの限度があります。

◆保険料は、加入される方各々の平成28年1月1日現在の満年齢に応じて表のとおりとなります。(保険期間:1年)

(疾病入院保険金支払対象期間1,095日・疾病入院保険金支払限度日数180日・免責期間0日、傷害入院保険金支払対象期間(支払限度日数)180日・免責期間0日)

補償内容	加入セット名	XDタイプ	YDタイプ
入院保険金額(病気・ケガ)		1日につき 5,000円	1日につき 3,000円
手術保険金額(病気・ケガ)		入院中、入院中以外により 5万円・2.5万円	入院中、入院中以外により 3万円・1.5万円
疾病放射線治療保険金額		5万円	3万円

平成28年1月1日 現在の満年齢	月払保険料	
	XDタイプ	YDタイプ
15才～19才	550円	330円
20才～24才	640円	380円
25才～29才	750円	450円
30才～34才	810円	490円
35才～39才	830円	500円
40才～44才	890円	530円
45才～49才	1,070円	640円
50才～54才	1,400円	840円
55才～59才	1,810円	1,090円
60才～64才	2,460円	1,480円

■補償の対象となれる方(被保険者)の範囲  
全溶連の会員および会員事業所の役員・従業員(本人)で、平成28年1月1日現在、満69才までの方。

※加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満79才までの保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は継続日現在の被保険者の年齢および保険料率によって計算されます。  
(ご注意)保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

※健康状態告知書質問事項の回答内容や加入申込票記載事項(年齢・他保険加入状況・保険金請求履歴等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

◆満15才未満および満65才以上の方の保険料については、取扱代理店にお問合わせください。

※保険料は男女共通です。

※記載の保険料は団体割引15%を適用しています。

## <預金口座振替依頼書>の提出について

- (1) 傷害補償(団体総合生活補償保険)加入用として別途、<預金口座振替依頼書>のご提出をお願いいたします。ご記入にあたっては、<預金口座振替依頼書>の表紙裏面にある「記入例」をご参照ください。  
※現在団体傷害保険にご加入中の事業所(企業)で、同一口座からの振替を希望される場合はご提出不要です。
- (2) <預金口座振替依頼書>は、「加入申込票」と合わせてご提出ください。

## ご加入にあたっての注意事項 <事業所加入型>

### ■加入資格（補償の対象となる方）

- 全浴連の会員および会員事業所の役員・従業員（本人）で、平成28年1月1日現在満69才までの方。継続の場合は満79才まで。
- タイプ設定方法 X DまたはY Dタイプ、いずれかをお選びください（1つの事業所で被保険者毎に複数のタイプを選択することはできません）。
- 保険金受取人 被保険者（補償の対象となる方）本人が受取人となります。

## 保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合（傷害補償（MS&AD型）特約・疾病補償特約セット団体総合生活補償保険）

団体総合生活補償保険の普通保険約款、主な特約の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。

詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご参照ください。

### ■基本構成（普通保険約款、疾病補償特約）の補償内容

1. 被保険者が疾病（病気といえます）を発病し、その直接の結果として保険期間中に入院を開始した場合または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。  
※入院には美容整形、病気の治療処置を伴わない検査等のための入院を含みません。
  2. 被保険者は加入申込票に記載された方となります。
- （注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金	発病した病気の治療を目的として入院し、その入院が疾病入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合  ※入院を開始した日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。	$\text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院日数}$  ※疾病入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて疾病入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1入院につき、保険証券に記載された疾病入院保険金の支払限度日数が限度となります。 ※退院した日からその日を含めて180日以内に医学上重要な関係により再入院した場合は、前の入院とあわせて1入院となり、疾病入院保険金の支払対象期間の起算日は最初の入院の免責期間の満了した日の翌日となります。	1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に発病した病気については保険金をお支払いできません。 ※1 2) 次のいずれかにより発病した病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※2 ④ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑤ 上記④以外の放射線照射または放射能汚染 ⑥ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用 3) びっくろ症・腰痛等で医学的覚悟所見のないもの※3に対しては保険金をお支払いできません。 4) 次のいずれかによる病気に対しては保険金をお支払いできません。 ① 被保険者が被った精神障害を原因として発病した病気 ② 被保険者の妊娠または出産。ただし、異常妊娠、異常分娩または産じよく期の異常を含みません。 5) 特定疾病補償対象外の条件でのお引受けとなった場合、「特定疾病補償対象外特約」がセットされます。この場合、保険証券に記載された病気に対しては保険金をお支払いできません。 など
疾病手術保険金	次のいずれかに該当する場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病手術保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として手術を受けたとき ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、発病した病気の治療を直接の目的として手術を受けた場合  ※手術とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。 ・創傷処理 ・皮膚切開術 ・デブリドマン ・骨または関節の非親血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術 ・抜歯手術または歯・肉肉の処置に伴う手術その他歯科診療固有の診療行為 ・美容整形上の手術 ・病気を直接の原因としない不妊手術 ・診断、検査（生検、腹腔くぐり鏡検査等）のための手術 ・吸引および穿刺などの処置 ・神経ブロック ・抜釘術 ・屈折異常に対する手術 ② 先進医療（※1）に該当する診療行為（※2） （※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。 （※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、（診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます）。	1) 回の手術について次の額をお支払いします。 ① 入院中に受けた手術 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$ ② 上記①以外の手術 $\text{疾病入院保険金日額} \times 5$  ※入院中とは、病気の治療のために入院している間をいいます。 ※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、①の手術を1回受けたものとします。 ・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（※）。 （※）体外衝撃波胆石破砕術の例 ○手術 ×手術 ○手術 ▼ ▼ ▼ 10月1日 10月10日 10月25日 ・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。 ・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。	※1 被保険者が発病した時が、その病気による入院を開始した日から保険契約の継続する期間を遡及して365日以前である場合は、その病気は、保険期間の開始時以降に発病したものととして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した病気に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
疾病放射線治療保険金	次のいずれかに該当する場合 ① 疾病入院保険金をお支払いする場合に、被保険者が疾病放射線治療保険金支払対象期間内に病院または診療所において、その病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合 ② 上記①以外で、保険期間中に、被保険者が病院または診療所において、病気の治療を直接の目的として放射線治療を受けた場合  ※放射線治療とは、次の診療行為をいいます。 ① 公的医療保険制度において放射線治療料の対象となる診療行為。ただし、放射線の照射を行うものについては、その総量が50グレイ以上となる場合に限り、 ② 先進医療（※1）に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 （※）放射線治療を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。	1) 回の放射線治療について次の額をお支払いします。 $\text{疾病入院保険金日額} \times 10$  ※放射線治療を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を同一の日に複数回受けた場合、1回の放射線治療に対してのみ保険金をお支払いします。 ・保険金お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合、2回目以降の放射線治療が保険金をお支払いする放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けたものである場合は、保険金をお支払いしません。	

支払対象期間：疾病入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいいます。この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。

疾病手術保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

疾病放射線治療保険金支払対象期間：入院を開始した日からその日を含めて「疾病入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

2 基本構成（傷害補償（MS&AD型）特約）の補償内容

1. 被保険者（補償の対象となる方）が急激かつ偶然な外来の事故によって被った傷害（「ケガ」といいます）に対して保険金をお支払いします。  
※ケガには、身体外部から有毒ガスまたは有害物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状を含みます。
2. 被保険者は加入申込票に記載された方となります。  
（注）既に存在していた身体の障害または病気の影響などによりケガ等の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。  
（注）「保険金をお支払いする場合」において、治療とは医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
傷害入院保険金	<p>事故によるケガの治療のため、入院し、その入院が傷害入院保険金の免責期間※を超えて継続した場合</p> <p>※事故の発生日からその日を含めて保険証券に記載された免責期間が満了するまでの期間をいいます。</p>	<p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>入院日数</b></p> <p>※傷害入院保険金の免責期間が満了した日の翌日からその日を含めて傷害入院保険金の支払対象期間内の入院を対象とし、1事故につき、保険証券に記載された傷害入院保険金の支払限度日数が限度となります。</p>	<p>1) 次のいずれかによるケガについては、保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為</li> <li>③ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>イ. 道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> <li>ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間</li> </ol> </li> <li>④ 被保険者の脳疾患、病気または心臓喪失</li> <li>⑤ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産</li> <li>⑥ 保険金をお支払いすべきケガの治療以外の被保険者に対する外科的手術その他の医療処置</li> <li>⑦ 被保険者に対する刑の執行</li> <li>⑧ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動※1</li> <li>⑨ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波</li> <li>⑩ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故</li> <li>⑪ 上記⑩以外の放射線照射または放射能汚染</li> </ol> <p>2) 次のいずれかの場合についても保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① むちうち症・腰痛等で医学的他覚所見のないもの※2</li> <li>② 細菌性食中毒・ウイルス性食中毒</li> </ol> <p>3) 次のいずれかによって発生したケガについても保険金をお支払いできません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被保険者がテストライダー、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、プロボクサー、プロレスラー等やその他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業に従事している間の事故</li> <li>② 被保険者が次のいずれかに該当する間の事故                     <ol style="list-style-type: none"> <li>ア. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）をしている間（ウ. に該当しない「自動車または原動機付自転車をういて道路上で競技等（※2）をしている間」を除きます）</li> <li>イ. 乗用具（※1）を用いて競技等（※2）を行うことを目的とする場所において、競技等（※2）に準ずる方法・態様により、乗用具（※1）を使用している間（ウ. に該当しない「道路上で競技等（※2）に準ずる方法・態様により、自動車または原動機付自転車をういて間」を除きます）</li> <li>ウ. 法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自動車もしくは原動機付自転車をういて競技等（※2）をしている間または競技等（※2）に準ずる方法・態様により自動車もしくは原動機付自転車をういて間</li> </ol> </li> <li>③ 被保険者が山岳登山（ヒッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング等をいいます）、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</li> </ol> <p>（※1）乗用具とは、自動車、原動機付自転車またはモーターボート・水上オートバイ等をいいます。</p> <p>（※2）競技等とは、競技、競争、興行もしくはこれらのための練習または乗用具の性能試験を目的とした試運転における運転もしくは操縦をいいます。</p> <p>など</p> <p>※1 テロ行為によって発生したケガに関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p>
傷害手術保険金	<p>事故によるケガの治療のため、事故の発生日からその日を含めて傷害手術保険金支払対象期間内に手術を受けた場合</p> <p>※手術とは、次の診療行為をいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 公的医療保険制度において手術料の対象となる診療行為。ただし、次の診療行為は保険金お支払いの対象になりません。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・創傷処理</li> <li>・皮膚切開術</li> <li>・デブリードマン</li> <li>・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術</li> <li>・拔牙手術</li> <li>・歯科診療固有の診療行為</li> </ul> </li> <li>② 先進医療（※1）に該当する診療行為（※2）</li> </ol> <p>（※1）手術を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進的な医療技術をいいます。また、先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院等において行われるものに限り、対象となる手術、医療機関および適応症は限定されます。</p> <p>（※2）治療を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限り、診断、検査等を直接の目的とした診療行為および注射、点滴、薬剤投与（全身・局所）、放射線照射、温熱療法による診療行為を除きます。</p>	<p>1回の手術について次の額をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 入院中に受けた手術                     <p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>10</b></p> </li> <li>② 上記①以外の手術                     <p><b>傷害入院保険金日額</b> × <b>5</b></p> </li> </ol> <p>※入院中とは、手術を受けたケガの治療のために入院している間をいいます。</p> <p>※手術を複数回受けた場合のお支払いの限度は以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険金お支払いの対象となる手術を同一の日に複数回受けた場合は、1回の手術に対してのみ保険金をお支払いします。なお、同一の日に①と②の両方に該当する手術を受けた場合は、上記①の手術を1回受けたものとします。</li> <li>・1回の手術を2日以上にわたって受けた場合または手術料が1日につき算定される手術を複数回受けた場合は、その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。</li> <li>・一連の治療過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定される区分番号の手術について、その区分番号の手術を複数回受けた場合は、2回目以降の手術が保険金をお支払いする同じ区分番号の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けたものであるときは、保険金をお支払いしません（欄外のお支払例をご参照ください）。</li> </ul>	

支払対象期間：傷害入院保険金をお支払いする対象の期間として保険証券に記載された期間をいいます。この期間内の入院についてのみ保険金をお支払いします。  
手術保険金支払対象期間：事故の発生日からその日を含めて「傷害入院保険金の免責期間と支払対象期間の合計日数」に達するまでの期間をいいます。

〔手術保険金お支払例〕

超音波骨折治療法を3回受けた場合		
○手術 ▼	×手術 ▼	○手術 ▼
10月1日	10月10日	10月25日

・10月10日の手術は、10月1日の手術から14日以内のため、保険金をお支払いしません。  
・10月25日の手術は、10月1日の手術から14日経過後のため、保険金をお支払いします。

医療補償

## 医療補償（加入申込票）記入要領

被保険者欄へ加入される方の名前・生年月日・年令・性別・加入セット名をご記入ください。

- ◆被保険者欄は、被保険者ご自身でご記入・署名ください。
- ◆年令は平成28年1月1日現在の満年令をご記入ください。

【健康状態告知について】

ご記入の際は、必ず別紙の「健康状態告知についてのご案内」と「健康状態告知欄の解説」をお読みのうえ、ご記入ください。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)加入申込票兼被保険者明細書兼健康状態告知書(お客さま控)

「加入事業所控」として保管ください

【訂正について】  
記入内容に間違いがあった場合は二重線で抹消し、訂正のうえ、被保険者ご自身で署名ください

お申込みの加入セット名をご記入ください  
(口数のご記入は不要です)

【健康状態告知欄について】  
質問1, 2, 3(3は女性の方のみ)についてお答えください。  
「加入申込票」裏面をご覧ください。現在の健康状態についての質問がございますので、該当する症状がある場合は記入要領を参考に「病状・症状名(カナ)」欄にご記入ください。

●「加入申込票」は、1枚～3枚目をご提出ください。4枚目の「お客様控」は加入事業所様の控として保管ください。

## お申込み方法

### ■ 申込方法

「加入申込票」と「預金口座振替依頼書」に必要事項をご記入・押印のうえ、組合または全溶連までご提出ください。

#### ●更新の手続きについて

- ・「加入申込票」「預金口座振替依頼書」ともに、前年内容に変更がない場合のみ提出不要です。(自動更新)
- ・「加入申込票」記載内容に変更・訂正箇所があります場合は必ずご提出が必要となります。詳細は別紙をご参照ください。
- ※「加入申込票」記載内容は印刷日時時点の内容ですので、現在の内容と異なっている場合があります。

#### ●新規加入の場合

加入申込票に必要事項を記入し、押印のうえ、ご提出ください。

## <預金口座振替依頼書>の提出について

損害保険加入用として別途、<預金口座振替依頼書>(収納代行：三菱UFJニコス㈱・損害保険用)のご提出をお願いいたします。ご記入にあたっては、<預金口座振替依頼書>の表紙裏面にある「記入例」をご参照ください。

※新規加入の事業所(企業)が対象です。継続加入の事業所(企業)で、現在既に口座振替が行われている場合は、提出不要です。

### ■ 保険期間(ご契約期間)

平成28年1月1日午後4時～平成29年1月1日午後4時までの1年間

※中途加入の場合、毎月10日までに加入申込票を提出したものは翌月の1日～平成29年1月1日となります。

### ■ 掛金の払込方法

毎月27日(休日の場合は翌営業日)にご指定の預貯金口座から引き落としとなります。<収納代行：三菱UFJニコス㈱>

①第1回目の掛金の口座振替が不能だった場合、本保険のお申し込みは無効となりますのでご注意ください。

②第2回目以降の掛金の口座振替が不能だった場合は翌月に再請求となり、その翌月分掛金と共に口座振替が行われます。

③上記②の集金が出来なかったときは、最初に振替不能となった口座振替日の属する月の1日にさかのぼって本保険は脱退となります。

## 引受保険会社からのお知らせ＜損害保険 傷害補償/医療補償 共通＞

- 万一事故が発生した場合は、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がないと、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- 他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として加入申込票に記入していただきます。正しく記入していただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。
- この保険は一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会を保険契約者とし、会員企業を加入者とする団体総合生活補償保険の団体契約です。
- 団体総合生活補償保険 ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券は保険契約者（一般社団法人全国高圧ガス溶材組合連合会）に交付されます。
- このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり（普通保険約款・特約）」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。

## サービスのご案内

- 「傷害補償」にご加入の方は「生活安心サポート」をご利用いただけます
- 「医療補償」にご加入の方は「生活安心サポート」「医療カウンセリングサービス」「健康安心サポート」をご利用いただけます

### 【生活安心サポート】

- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- ホームヘルパーサポート（ホームヘルパー業者のご紹介）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

### 【医療カウンセリングサービス】

- セカンドオピニオンのご相談
- 面談専門医のご紹介
- “がん”粒子線治療のご相談

### 【健康安心サポート】

- 健康検診サービス（人間ドック施設のご紹介/PET検診施設のご紹介/在宅検診のご紹介）
- 健康・医療ご相談（健康・医療のご相談/病院情報のご提供/夜間休日医療機関情報のご提供）
- 介護安心サービス（介護安心相談/介護に関する業者・施設情報のご提供）/認知症TESTER（テスター）
- メンタルご相談（メンタルヘルスのご相談）
- 暮らしのトラブル（法律）・税務ご相談（法律のご相談/税務のご相談）

※サービスをご利用いただける方は被保険者（補償の対象となる方）となります。

※保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。

※サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。

※サービスは、事前にお知らせすることなく変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

※上記はサービスの概要を記載したものです。サービス内容の詳細およびご利用方法については、ご加入後に交付される加入者証または「団体総合生活補償保険サービスガイド」でご確認ください。

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

### 【個人情報の取扱いについて】

本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。

詳細については、あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ（<http://www.aioinissaydowa.co.jp/>）をご覧ください。

【取扱代理店】 株式会社星和ビジネスリンク  
（住所）〒108-0014 東京都港区芝4-1-23  
（電話）0120-288-270（平日9時～17時）

【引受保険会社】 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  
広域法人開発部営業第一課  
（住所）〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-19  
（電話）03-6734-9608（FAX）03-6739-9609

（2015年8月承認）A15-101893

